

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月27日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成29年4月14日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成29年2月14日に、板野町 A から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

監査委員に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対し、次の勧告をすることを求める。

ア ひとり親に貸与したままになっている37台のパソコンについては、正式な譲渡

手続を行い、行方不明の各種ソフトウェアに関しては所在を確認し、放置された4台のサーバーとともに修復・再利用を図る等、適正な財産管理を行うこと（以下「請求ア」という。）。

イ 途中で事業を投げ出した特定非営利活動法人徳島県ひとり親支援センター（以下「NPO法人」という。）の代表者に対し、電源の入らない4台のサーバーや故障して処分したという25台のパソコンの故障内容や処分経過を明確に説明させたうえで、NPO法人の責任による部分については損害賠償請求をすること等、徳島県（以下「県」という。）の被った損害を補填するために必要な措置を講じること（以下「請求イ」という。）。

ウ 平成23年度から27年度まで行われたひとり親に対する在宅就業支援事業の成果を事後検証し、無駄遣いの再発防止を図ること（以下「請求ウ」という。）。

## （2）請求の理由

県は平成23年度（一部は平成22年度）に、国の安心子ども基金（全額国費負担）約2億4千万円を使い、民間3業者によるコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に、徳島県ひとり親家庭等在宅就業支援事業（以下「委託事業」という。）を委託した。その後、県は委託事業で購入した機材やソフトウェア、ノウハウをNPO法人に引継がせて、平成24年度から27年度まで、ひとり親家庭等在宅就業支援フォローアップ事業（以下「フォローアップ事業」という。）を実施した。

ところが、NPO法人と平成27年度途中から連絡が取れなくなり、県は平成27年度で同事業を廃止した。平成27年度分に関しては、NPO法人から事業の実績報告すらされていない。

NPO法人が引き継いだパソコン152台中、90台は県に返却されたが、25台はNPO法人が故障したと報告するのみで行方不明、37台はひとり親に貸し出されたままになっている。

また、同じくNPO法人が引き継いだパソコンサーバー4台は県が回収したが、電源が入らず、開発したソフトウェアの所在も不明となっている。平成23年度にソフトウェア開発に要した費用は、基礎訓練用教育システムに6,545,000円、統合業務システム基本設計に10,000,000円、統合業務システム開発費10,800,000円で、合わせて27,345,000円に達する。

このように、県は多額の国の補助金を受けて事業を実施しながら、十分な成果をあげることなく、事実上、事業を途中で投げ出すようなNPO法人にフォローアップ事業を行わせた上、多額の金を投入した機材やソフトウェアも十分生かすことなく放置している。しかも、事業終了後、事業に参加したひとり親が、身に付けたスキルを生かしているのか検証されていない。

このような成果が確認できない事業に対する公金の支出は、無駄遣いのそしりを免れず、違法又は不当な公金の支出であり、また県は、事業で購入し、県の財産となった各種機材に関し、違法不当に管理を怠っている。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

## 第2 請求の受理

本件請求は、平成29年3月7日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

次のとおり、請求ウは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する要件を欠くため監査の対象外とし、請求ア及び請求イについては、対象として審査を進めた。

#### (1) 請求ア

請求アにおいて請求人が主張する適正な財産管理については、パソコンに係る正式な譲渡手続、委託事業によって取得した物品等の有効活用を求める趣旨が主であるが、適正な財産管理を求める対象に、NPO法人との物品貸付契約が終了した後も県の物品であるパソコンがひとり親家庭等に貸与したままになっていること及び委託事業により開発した各種ソフトウェア等の所在が不明であるとの主張があることに対し、不適切な財産管理によって県に損害が発生している事実があるか、対象行為が財務会計上の財産管理行為にあたるものであるかについて監査を行う。

#### (2) 請求イ

請求イでは、NPO法人が電源の入らない状態で返還した4台のサーバー及び故障して処分したとする25台のパソコンについて、NPO法人の責任による部分に対し、県が損害賠償請求を行うことを求めているが、具体的に県が損害を被っているのか、また、それは損害賠償請求を求めるべき対象であるのかについて監査を行う。

#### (3) 請求ウ

請求ウは、今後同様の税金の無駄遣いが発生する可能性があるため、平成23年度から27年度まで行われたひとり親家庭等の在宅就業支援事業について、その成果を事後検証し、無駄遣いの再発防止を図ることを求めているが、請求人は財務会計行

為を具体的に特定しておらず，行為が相当の确实さで予想される場合とはいえないため，監査の対象外とした。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し，自治法第242条第6項の規定に基づき，平成29年3月15日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日に証拠を提出し，陳述により主張する内容の補足を行った。

## 3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県県民環境部次世代育成・青少年課を監査対象機関と定め，当該機関に対し監査調書等の提出を求め，平成29年3月15日に監査を行った。

# 第4 監査の結果

## 1 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査から把握した事実は，おおむね次のとおりである。

### (1) 委託事業

県は，安心こども基金(全額国費負担)により，就業において課題を抱え，経済的に厳しい状況におかれているひとり親家庭等の経済的自立と子育ての両立を図ることを目的として，平成23年3月8日から平成24年3月31日まで，ICTを用いたひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」，「従事者の能力開発」，「円滑な業務処理」を一体的に実施する体制を構築するため，委託事業を実施した。

県は実施するにあたり，当該事業をコンソーシアムへ245,305,443円で委託した。事業費精算額は241,425,267円であった。

事業内容は，県内全域のひとり親家庭等への支援のため，県内4か所(徳島，阿南，鴨島，池田)に徳島県ひとり親家庭等在宅就業支援センター(以下「支援センター」という。)を設置し，名刺・アンケート等のデータ入力業務といった在宅業務の開拓を行うとともに従事者能力を開発するため，パソコンとインターネットを活用してe-ラーニングを中心とした訓練を実施するものであった。基礎訓練及びOJTによる応用訓練を行い，訓練実施に必要なパソコンについては無償で貸与し，訓練参加者には訓練手当を支給した。また，在宅で円滑な業務処理を行うためのデータ入力業務システムを開発するとともに，OJT参加者への業務配分，報酬管理等を実施した。

併せて，付帯事業として，ひとり親家庭等の子どもを対象にe-ラーニング教育サービスを実施した。

委託契約の業務仕様書の7には「平成24年度以降も在宅ワーカーへの業務配分な

ど在宅就業事業を継続する」との記載があり，委託期間終了後も事業継続される想定であった。これについて，国の示す事業計画では，「基金終了後は，基本的に民間事業ベースで事業継続が可能と認識し，自治体事業化を前提としない。」とされていた。

## (2) フォローアップ事業

### ア 事業内容

県は，ひとり親家庭等の在宅就業を支援するために，委託事業において開発したデータ入力等のシステムや培った能力，業務処理等のノウハウ，整備したパソコンなどICTを活用したフォローアップ事業を民間ベースの事業として平成24年度から実施した。

この事業の実施者は，委託事業を実施したコンソーシアムの代表企業の代表者が設立したNPO法人であり，県は平成24年4月24日にフォローアップ事業に係る物品貸付契約を締結し，委託事業で整備したパソコン152台，サーバー4台等の無償貸付けを行い，その後，当該契約を毎年度更新し平成27年度まで事業は続けられた。

### イ フォローアップ事業に係る物品貸付契約書

貸付人の県と借受人のNPO法人が，フォローアップ事業実施要綱第5条第2項に基づく物品の貸付けについて契約を締結したものである。

請求に係る主な内容については次のとおり。甲は県，乙はNPO法人である。

#### (貸付料)

第6条 貸付料は，財産の交換，譲与，無償貸与等に関する条例（昭和39年徳島県条例第9号）第7条の規定に基づき，これを免除する。

#### (善良な管理義務)

第12条 乙は，善良な管理者としての注意をもって貸付物品を維持管理しなければならない。

2 乙は，貸付物品が天災その他の事由によって損壊し，第三者に損害を与えた場合には，その賠償の責めを負うものとし，甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には，乙に求償することができるものとする。

3 貸付物件の維持管理，運用及び修繕に要する費用は，すべて乙の負担とし，甲に対してその償還等の請求をすることができないものとする。

(減失等の通知)

第14条 乙は、貸付物品の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(原状回復義務)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物品を滅失し、又は毀損した場合には、甲の指示に従い、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物品の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物品の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払われなければならない。ただし、第15条の規定により当該物品を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲が第16条第1号から第5号の規定によりこの契約を解除した場合において乙に損害が生じても、乙は、甲に賠償を請求できないものとする。

ウ フォローアップ事業が終了に至るまでの経過及び事後の状況について

NPO法人は、委託事業を実施したコンソーシアムの代表企業が借り上げていた徳島市のデータセンタに事務所において事業を行っていたが、平成28年1月、事務所の建物管理者が賃料の未払いを理由として、同データセンタの賃貸借契約を解除したことにより、同所に事務所おいていたNPO法人は備品等を残したまま建物から退去することとなった。

この時点で、県は、NPO法人の代表者から事務所を移転して事業を継続したいとの意向を確認したため、移転先を早急に決定するよう指示し、動向を見守っていたが、その後も事務所の移転先が決定しないままであったため、貸し付けているパソコンの返還を求め、平成28年6月、NPO法人の代表者からパソコンの引き渡しを受けた。その際に、NPO法人代表者から、事業でひとり親家庭等に貸与したパソコンはそのままであること、サーバーについてはNPO法人の事務所があった建物に退去後も設置したままになっていること及び借り受けていたパソコンのうち故障したものについてはNPO法人が既に処分したことを確認した。

県はNPO法人に対し、事業は平成27年度末で終了とすることを伝え、平成27年度分の事業報告書を提出すること、貸し付けているサーバー等を県に返還する

こと及び故障して処分したパソコン等について書面による報告を求め、その後も、電話、メール等により代表者にこれらの履行を求めた。

その後、事務所の建物管理者が建物明渡し強制執行の申立を行い、執行官による催告がなされたが、期限内に明渡しは実施されなかった。これにより、占有物は全て建物管理者の保管となり、平成28年7月、県は、建物管理者の同意を得て、NPO法人へ貸付けていたサーバー4台を回収した。回収後、機器の状態について確認を行ったところ、電源が入らなくなっていた。

監査対象機関は、90台のパソコンと4台のサーバーは返還済みであること、NPO法人からひとり親家庭等に貸与されている37台のパソコンは引き続きひとり親家庭等が保有している状況であること及び残る25台のパソコンはNPO法人が処分したとの報告を受けている。

## 2 請求に対する監査対象機関の見解

### (1) 請求ア

#### ア ひとり親家庭等に貸与したままになっている37台のパソコンについて

NPO法人はフォローアップ事業を実施するにあたり、在宅就業を希望するひとり親家庭等にパソコンを貸与していた。

NPO法人において事業継続が困難となったため、県はNPO法人との物品貸付契約を解除したが、パソコンがひとり親家庭等に保有されている状況については、ひとり親家庭等における技能向上や就職活動に資していると考えられ、本来の事業目的に沿った活用が図られている。

#### イ 委託事業により取得したサーバー及び開発した各種ソフトウェア等について

委託事業は、国が安心こども基金により取組を推進したひとり親家庭等の在宅就業支援事業の枠組みを活用して実施した事業である。国は安心こども基金による委託事業終了後については、自治体による事業化を前提とせず、民間ベースでの事業継続を基本としていた。本県においても委託事業の終了後は、受託者が事業を継続していくことを計画していたため、委託事業で構築された在宅業務処理システム等は県での使用を前提としておらず、委託事業の成果品としてシステムの引き渡しを求めているものではない。

また、事業において取得した物品等は県において保管、使用する目的で取得したのではなく、事業終了後もフォローアップ事業により引き続き活用していくことを想定していたものである。

さらに、委託事業で構築された在宅業務処理システムは、業務の受注、在宅就業者への業務配分、成果品の取りまとめ、納期・品質管理、発注者への納品とい

った各段階における作業の処理を補助する各種システムを管理，連携させることにより，一連の業務処理を在宅において円滑に行うためのものであり，それぞれを単体で稼働させても目的を果たせるものではない。また，教材等についてもe-ラーニングを原則とした仕様であるため，ネットワーク構築のない環境では用途をなさず，汎用性があるものではない。

## (2) 請求イ

### ア 物品の管理について

物品の無償貸付の相手先であるNPO法人について，その事務所が閉鎖状態となった時点から，県はNPO法人の代表者に対して貸付物品の所在を明確にするよう求め，その後，事業の継続ができないと県が判断した段階で，物品の返還を求め，パソコン90台の引き渡しを受けた。その際に，ひとり親家庭等に貸与されたパソコン37台はそのままであること，故障したパソコン25台を処分したこと及びサーバー4台は事務所に設置したままとなっていることを確認し，サーバーについては県が直接回収するなど，適切に物品の所在の確認と保管を行っている。

県とNPO法人が結んだ物品貸付契約において，貸付物品を滅失，毀損したときにはその状況を通知しなければならないとされており，返還されなかったパソコン等については，事業実施中に故障し，処分されたことをNPO法人の代表者から口頭で報告されているが，さらに詳細の内容について書類提出を求めている状況である。

### イ 損害賠償請求について

貸付していた物品は，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において定められている耐用年数を経過しており，電子機器として通常の使用状況において作動しなくなることは十分にあり得る状態にあり，事業を運営していく中で，一部の機器が故障してしまったことについて，NPO法人による善管注意義務が果たされていなかったとはいえない。

また，物品貸付契約に損害賠償義務の規定はあるが，貸し付けていた物品の故障について，明らかに，NPO法人の責めに帰すべき理由があるとまではいえないことから県がNPO法人に対して損害賠償を請求することはできない。

なお，当該契約に定められた回復されるべき貸付物品の原状とは，当該事業の目的が達せられる範囲において，物品が稼働している状態を求めていたものである。

## 3 請求アの財産管理行為について

請求アに係る事実の状況から不適切な財産管理によって、県に損害が発生しているか、対象行為が財務会計上の財産管理行為にあたるものであるかについて、確認を行う。

県は、委託事業により取得したパソコン等をフォローアップ事業を実施するNPO法人に無償で貸し付けていたが、NPO法人が事務所閉鎖を余儀なくされ、活動が停止状態となったことで、NPO法人からひとり親家庭等へ貸与されていたパソコンがそのままとなっている。このことについて、監査対象機関は、ひとり親家庭等における技能向上や就職活動に資していると考えられ、本来の事業目的に沿った活用が図られているとしている。

これについては、事実の状況などから委託事業で取得したパソコンは、ひとり親家庭等において活用されることに本来の意味があること、国のひとり親家庭等在宅就業支援事業の事業計画では、行政主導により在宅就業の環境整備及びネットワークシステムなどの枠組みをつくり、その後、民間ベースでの事業継続を想定していたこと、事業目的の延長線上でひとり親家庭等への貸与が続いていることなどから、県に具体的損害が発生しているとはまではいえない。

また、請求人はサーバーや各種ソフトウェア等について有効活用を求めているが、このことについて監査対象機関は、委託事業によって開発した各種ソフトウェア等は、県においての使用を前提としたものでなく、ひとり親家庭等が業務処理を在宅において円滑に行えることを目的とした一連のシステムであるため、それぞれを単体で稼働させてもその目的を果たせるものではないとし、システム利用に係る教材等についてもe-ラーニングを原則とした仕様であるため、ネットワーク構築のない環境では用途をなさず、汎用性があるものではないとしている。

自治法第242条第1項に規定される住民監査請求における「財産の管理」については、普通地方公共団体の財産の管理行為のすべてがこれに該当するものではなく、その対象となるのは、当該財産の「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」（平成2年4月12日最高裁判所判決）とされている。

そこで本件対象行為について見てみると、当該行為は、ひとり親家庭等の経済的自立と子育ての両立を図ることを目的に、ICTを用いた在宅就業を支援するため、委託事業により取得したパソコンやサーバー及び開発した各種ソフトウェア等を利用した民間ベースによるフォローアップ事業として実施したものであり、その財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とするものではない。

したがって、本件対象行為は、上記の判例に照らせば、住民監査請求が対象とする財務会計上の財産管理行為にはあたらないといえる。

以上により、請求アについては、本案審査にあたり確認された事実の状況から、当

該行為によって県に具体的損害が発生しているとまではいえず、また、請求人が適正な財産管理を求める内容は、財務会計上の財産管理行為にあたらなため、請求人は自治法第242条第1項に規定される要件を欠く不適法な請求である。

#### 4 判断（請求イについて）

県が具体的に損害を被り、NPO法人に対し損害賠償請求を求めうるかどうかについては、物品貸付契約の規定に基づき判断を行う。

物品貸付契約の第14条において、NPO法人は、貸付物品の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに県にその状況を通知しなければならないこととなっている。

このことについて、監査対象機関は、NPO法人代表者から口頭で報告を受けており、詳細の内容については書類提出を求めている状況であるとしている。

同契約の第17条において、貸付契約終了時に貸付物品を県に返還することとなっており、その際、貸付物品の原状を回復して、県の検査を受けなければならないと規定されている。NPO法人は、県の検査を経ずにパソコン25台を処分しており、サーバーについてはNPO法人が設置したまま退去した事務所から県が回収を行い、回収後、サーバーに電源が入らなくなっている状態であることが確認されている。

さらに同契約の第18条において、NPO法人は、その責めに帰すべき理由により貸付物品の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物品の損害に相当する金額を損害賠償として県に支払われなければならないとしている。請求イの判断にあつては、当該規定に基づき損害賠償請求の対象が特定されるか検討を行う。

監査対象機関は、貸し付けていた物品は既に耐用年数を経過しており、電子機器として通常の使用状況において作動しなくなることは十分にあり得る状態にあり、事業を運営していく中で、貸付物品の一部の機器が故障してしまったことについて、NPO法人による善管注意義務が果たされていなかったとはいえないとしている。

このことについて、フォローアップ事業に使用するために貸し付けられていた物品は、機器の耐用年数を勘案すれば、5年にわたる事業運営において、ある程度故障が発生することはありうることであり、監査対象機関の考えに一定の合理性は認められる。

NPO法人には県への正式報告を怠っている事実があるが、このことをもって、直ちに故障についてNPO法人の責めに帰すべき理由があるとまではいえず、NPO法人に対して損害賠償を請求すべき具体的対象はない。よって、損害賠償請求を行うなどして県の損失を補填すべきとする請求人の主張には理由がない。

## 5 結論

以上、本件請求のうち、請求アの「ひとり親に貸与したままになっている37台のパソコンについては、正式な譲渡手続きを行い、行方不明の各種ソフトウェアに関しては所在を確認し、放置された4台のサーバーとともに修復・再利用を図る等、適正な財産管理を行うこと」及び請求ウの「平成23年度から27年度まで行われたひとり親家庭等に対する在宅就業支援事業の成果を事後検証し、無駄遣いの再発防止を図ること」については、自治法第242条第1項に規定する要件を欠く請求であるため却下する。

請求イの「途中で事業を投げ出したNPO法人の代表者に対し、電源の入らない4台のサーバーや故障して処分したという25台のパソコンの故障内容や処分経過を明確に説明させたうえで、NPO法人の責任による部分については損害賠償請求をすること等、県の被った損害を補填するために必要な措置を講じること」については、NPO法人の責めに帰すべき理由があるとまではいえないことから、棄却する。

## 第5 意見

本件請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、監査を終えての監査委員としての意見を付記する。

ひとり親家庭等への37台の貸与パソコンは、フォローアップ事業が終了した平成27年度以降においても、NPO法人を介する形で、未だひとり親家庭等に貸与したままとなっている。

このことについては、監査対象機関は、ひとり親家庭等における技能向上や就職活動に資していると考えられ、本来の事業目的に沿った活用が図られているとしているが、平成27年度でフォローアップ事業は終了しており、その時点で少なくとも当該事業に基づく貸与理由は無くなっており、NPO法人から県に返還させることが適切な事務処理であると考えられる。

しかしながら、現状において、貸与パソコンが本来の事業目的に沿った活用が図られているのであれば、例えば、必要な手続きを行った上で、ひとり親家庭等への貸与を継続し、ICT技能向上等の用に供するなど、既に返還された90台のパソコンも含めて、その有効活用に努めていただきたい。